

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 条 例

恩給の年額の昭和六十三年改定に関する条例（職員厚生課）

精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（健康対策課）

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例（職員厚生課）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（〃）

鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例（環境保全課）

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局）

条 例

恩給の年額の昭和六十三年改定に関する条例をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

恩給の年額の昭和六十三年改定に関する条例

（退職年金及び遺族年金の年額の改定）

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定）

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十九万七千八百四十円に一・〇〇七を乗じて得た額

二 当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額額の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額に一・〇〇七を乗じて得た額

2 年金条例第十八条ノ三第四項の規定に該当する通算退職年金について

は、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により算定した額の合算額をもつて前項に定める通算退職年金の年額とする。

3 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(職権改定)

第三条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第四条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

第五条 昭和六十三年四月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもつて退職年金年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
九二二、五〇〇	九二三、九〇〇
九五三、〇〇〇	九六四、九〇〇
九九四、七〇〇	一、〇〇七、一〇〇
一、〇三五、八〇〇	一、〇四八、七〇〇
一、〇七七、八〇〇	一、〇九一、三〇〇
一、一〇三、九〇〇	一、一一七、七〇〇
一、一三〇、三〇〇	一、一四四、四〇〇
一、一五九、九〇〇	一、一七四、四〇〇
一、二〇二、一〇〇	一、二一七、一〇〇
一、二三八、七〇〇	一、二五四、二〇〇
一、二七二、五〇〇	一、二八八、四〇〇
一、三一一、八〇〇	一、三三〇、二〇〇
一、三五五、二〇〇	一、三七二、一〇〇
一、四〇〇、四〇〇	一、四一七、九〇〇
一、四四五、九〇〇	一、四六四、〇〇〇
一、五〇二、八〇〇	一、五二一、六〇〇
一、五三八、七〇〇	一、五五七、九〇〇
一、五八五、〇〇〇	一、六〇四、八〇〇
一、六三〇、〇〇〇	一、六五〇、四〇〇
一、七一九、五〇〇	一、七四一、〇〇〇
一、七四三、四〇〇	一、七六五、二〇〇
一、八一二、三〇〇	一、八三五、〇〇〇
一、九〇三、九〇〇	一、九二七、七〇〇

二、〇〇五、一〇〇	二、〇三〇、二〇〇
二、〇五六、八〇〇	二、〇八二、五〇〇
二、一〇六、二〇〇	二、一三二、五〇〇
二、一七六、三〇〇	二、二〇三、五〇〇
二、二一七、七〇〇	二、二四五、四〇〇
二、三三七、九〇〇	二、三六七、一〇〇
二、三九七、一〇〇	二、四二七、一〇〇
二、四五九、五〇〇	二、四九〇、二〇〇
二、五七九、一〇〇	二、六一一、三〇〇
二、六九九、八〇〇	二、七三三、五〇〇
二、七三一、二〇〇	二、七六五、三〇〇
二、八三一、〇〇〇	二、八六六、四〇〇
二、九七二、四〇〇	三、〇〇九、六〇〇
三、一一二、四〇〇	三、一五一、三〇〇
三、一九九、一〇〇	三、二三九、一〇〇
三、二八三、五〇〇	三、三二四、五〇〇
三、四五四、八〇〇	三、四九八、〇〇〇
三、六二二、五〇〇	三、六六七、八〇〇
三、六五五、四〇〇	三、七〇一、一〇〇
三、七八五、八〇〇	三、八三三、一〇〇
三、九五〇、二〇〇	三、九九九、六〇〇
四、一一三、八〇〇	四、一六五、二〇〇
四、二七六、二〇〇	四、三二九、七〇〇
四、三七八、七〇〇	四、四三三、四〇〇
四、四八八、〇〇〇	四、五四四、一〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が九
 一一、五〇〇円未満の場合又は六、四八二、七〇〇円
 を超える場合においては、その年額に一・〇一二五を
 乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があると
 きはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があ
 るときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定給料年
 額とする。

四、六九八、五〇〇	四、七五七、二〇〇
四、九一一、三〇〇	四、九七二、七〇〇
五、〇一八、六〇〇	五、〇八一、三〇〇
五、一二〇、三〇〇	五、一八四、三〇〇
五、三二二、二〇〇	五、三八八、七〇〇
五、四一二、二〇〇	五、四七九、九〇〇
五、五一一、八〇〇	五、五八〇、七〇〇
五、六八七、九〇〇	五、七五九、〇〇〇
五、八六五、七〇〇	五、九三九、〇〇〇
五、八九九、〇〇〇	五、九七二、七〇〇
五、九三〇、四〇〇	六、〇〇四、五〇〇
五、九六一、九〇〇	六、〇三六、四〇〇
六、〇三五、六〇〇	六、一一一、〇〇〇
六、一八四、五〇〇	六、二六一、八〇〇
六、三三三、五〇〇	六、四一二、七〇〇
六、四〇七、二〇〇	六、四八七、三〇〇
六、四八二、七〇〇	六、五六三、七〇〇

精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第十七号中「精神衛生業務従事職員」を「精神保健業務従事職員」に改める。

第二十三条の見出し中「精神衛生業務従事職員」を「精神保健業務従事職員」に改め、同条第一項中「精神衛生業務従事職員」を「精神保健業務従事職員」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「精神衛生法」を「精神保健法」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同項第二号中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「第二十九条の五第二項」を「第三十八条の六第一項」に、「診察を行なつた」を「診察(法第三十八条の六第一項の規定に基づき行う診察にあつては、法第二十九条第一項の規定に基づき入院している精神障害者に係るものに限る。)を行つた」に改め、同項第三号中「精神衛生鑑定医」を「精

神保健指定医」に改め、同項第五号中「精神衛生」を「精神保健」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

(鳥取県精神衛生審議会条例の一部改正)

第二条 鳥取県精神衛生審議会条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県精神保健審議会条例

第一条中「精神衛生法」を「精神保健法」に、「第十七条第二項」を「以下「法」という。」第十七条」に、「鳥取県精神衛生審議会」を「鳥取県精神保健審議会」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(部会)

第四条 審議会に、法第三十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議させるため、通院公費負担医療審査部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、精神障害者の医療に関する事業に従事する者である委員のうちから知事が指名する委員四人で組織する。

3 部会の決議は、これをもつて審議会の決議とする。

4 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(鳥取県精神衛生診査協議会条例の廃止)

第三条 鳥取県精神衛生診査協議会条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十四号)は、廃止する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和六十三年七月一日から適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年四月分」を「昭和六十三年四月分」に、「一・〇〇六」を「一・〇〇七」に改める。

（恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正）

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十二年四月分」を「昭和六十三年四月分」に改め、同項の表中「八九六、九〇〇円」を「九〇八、一〇〇円」に、「六七二、七〇〇円」を「六八一、一〇〇円」に、「五三八、一〇〇円」を「五四四、九〇〇円」に、「四四八、五〇〇円」を「四五四、一〇〇円」に、「六二七、二〇〇円」を「六三五、〇〇〇円」に、「四七〇、四〇〇円」を「四七六、三〇〇円」に、「三七六、三〇〇円」を「三八一、〇〇〇円」に、「三一三、六〇〇円」を「三一七、五〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「第七条の三の四」を「第七条の三の五」に改める。

第三十一条第二項中「第七条の四の二」を「第七条の四の三」に改める。

第六十八条の九第一項中「第七十三条の二十七の四第二項」を「第七十三条の二十七の四第三項」に、「たる」を「足る」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「第七十三条の二十七の四第二項」を「第七十三条の二十七の四第三項」に改める。

第六十八条の二十二中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(ボーリング場の利用に係る娯楽施設利用税の減額等)

第八十九条の二 次の各号のいずれかに該当するボーリング場の利用について支払われるべき利用料金の額が、当該ボーリング場における定めにより、通常支払われるべき利用料金の額の十分の九以下であるものとして知事が指定するボーリング場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、第七十八条第五項の規定によつて納付すべき当該娯楽施設利用税の税額から、当該税額に当該ボーリング場の利用に係る総利用ゲーム数に対する次の各号に該当するボーリング場の利用(通常支払われるべき利用料金の額の十分の九以下の利用料金で行われるものに限る。)に係る利用ゲーム数の割合を乗じて得た額を減額する。

一 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六条に規定する国民体育大会及び同法第七条に規定するスポーツ行事で地方公共団体が主催するものにおける利用

二 財団法人全日本ボウリング協会が公認する競技会における利用
三 社団法人日本ボウリング場協会が公認する競技会で規則で定めるものにおける利用

四 財団法人全日本ボウリング協会に登録された会員の利用

五 学校教育法第一条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校、学生及び生徒のこれらの学校における保健体育科目の実技又はこれらの学校の認めた課外活動としての利用

六 前各号に掲げる利用に準ずる利用で規則で定めるもの

2 前項に規定する知事の指定を受けようとするボーリング場の経営者は、指定を受けようとする日前五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 経営者の住所及び氏名又は名称

二 ボーリング場の所在地及び名称

三 利用料金の種別及び金額

四 前三号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その内容が適正なものであると認めるときは、当該申請に係るボーリング場を第一項に規定するボーリング場として指定するとともに、その旨を経営者に通知しなければならない。

4 前項の規定により指定を受けたボーリング場(以下「指定ボーリング場」という。)の経営者は、第一項各号に掲げる利用をする者に対し、当該利用であることを証する書面を提示させてこれを確認し、かつ、当該利用に係るゲーム数その他知事が必要と認める事項を帳簿に記載させるとともに、当該帳簿を五年間保存しなければならない。

5 指定ボーリング場の経営者は、第一項の規定の適用を受けようとするときは、第八十八条の四の規定により提出する申告書に、前項の帳簿の写しその他知事が必要と認める書面を添付しなければならない。

6 指定ボーリング場の経営者は、当該指定ボーリング場が第一項に規定するボーリング場の要件に該当しないこととなつた場合においては、直ちに、知事にその旨を申告しなければならない。

附則第三十八項中「附則第四十六項」を「附則第四十八項」に改め、「の全部又は一部」を削り、「附則第四十二項に規定する」を「附則第四十二項及び第四十三項又は附則第四十四項及び第四十五項の規定の適用を受ける」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の二」に改め、同項各号を削る。

附則第三十九項中「の全部又は一部」を削る。

附則第四十一項中「第三十一条の二第二項第四号から第七号まで」を「第三十一条の二第二項第六号から第九号まで」に改める。

附則第四十二項中「県民税の所得割については、附則第三十五項第二号の規定にかかわらず、同号ロ」を「附則第三十五項の規定の適用については、同項第二号ロ」に改め、「して、附則第三十五項から第三十七項までの規定を適用」を削る。

附則第七十二項を附則第七十四項とする。

附則第七十一項中「附則第六十七項」を「附則第六十九項」に改め、同項を附則第七十三項とする。

附則第七十項中「附則第六十七項」を「附則第六十九項」に改め、同項を附則第七十二項とする。

附則第六十九項中「附則第六十七項」を「附則第六十九項」に改め、同項を附則第七十一項とし、附則第六十三項から第六十八項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第六十二項中「附則第五十九項」を「附則第六十一項」に改め、同項を附則第六十四項とする。

附則第六十一項中「附則第五十九項」を「附則第六十一項」に改め、同項を附則第六十三項とし、附則第五十七項から第六十項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第五十六項中「附則第六十二項」を「附則第六十四項」に改め、同項を附則第五十八項とする。

附則第五十五項中「附則第六十一項」を「附則第六十三項」に改め、同項を附則第五十七項とする。

附則第五十四項中「附則第五十六項」を「附則第五十八項」に改め、同項を附則第五十六項とする。

附則第五十三項中「附則第五十二項」を「附則第五十四項」に改め、同項を附則第五十五項とし、附則第五十項から第五十二項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第四十九項中「附則第四十九項」を「附則第五十一項」に改め、同項を附則第五十一項とする。

附則第四十八項中「附則第四十四項」を「附則第四十六項」に改め、同項を附則第五十項とする。

附則第四十七項中「附則第四十四項」を「附則第四十六項」に改め、同項を附則第四十九項とする。

附則第四十六項中「附則第四十四項」を「附則第四十六項」に改め、同

項を附則第四十八項とし、附則第四十五項を附則第四十七項とする。

附則第四十四項中「附則第四十七項」を「附則第四十九項」に改め、同項を附則第四十六項とする。

附則第四十三項の次に次の見出し及び二項を加える。

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例)

44 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の四第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に係る附則第三十五項の規定の適用については、同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号イ中「八十万円」とあるのは「五十二万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四条第一項第二号ロの政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する」とする。

45 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十三条の四の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十三条の五第一項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

第十四号様式中

外国税額控除額					
仮装経理控除額					

加 算 金	円
対応税額D	

を

外国税額控除額					
仮装経理控除額					
利子割額控除額					

に改める。

加 算 金	円
対応税額D	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三十八項、第三十九項、第四十一項及び第四十二項の改正規定並びに附則第四十三項の次に見出し及び二項を加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)附則第三十八項及び第三十九項の規定は、所得割の納税義務者が昭和六十三年四月一日以後に行う新条例附則第三十八項に規定する優良住宅地等

のための譲渡に該当する譲渡又は新条例附則第三十九項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つたこの条例による改正前の鳥取県条例(以下「旧条例」という。)附則第三十八項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は旧条例附則第三十九項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第四十四項及び第四十五項の規定は、所得割の納税義務者が昭和六十三年四月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四号)による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税について適用する。

(娯楽施設利用税に関する経過措置)
4 新条例第八十九条の二の規定は、昭和六十三年八月一日以後のボーリング場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税から適用し、同日前のボーリング場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
第四条中「第三条」を「第二条」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

一 第三条の表第一号に掲げる区域に適用する上乘せ排水基準

特 設 既										特定事業場の区分		項目及び許容限度
設置する尿処理施設(A)を特定事業場とする			動物性有機質肥料及び油類を製造する事業場			畜産、食品製造業、水産食品製造業、飼料製造業			豚房施設、牛房施設、馬房施設又は設置する特定事業場			
一、〇〇〇以上	一、五〇〇〇以上	五二〇五以上	一、〇〇〇以上	一、五〇〇〇以上	五二〇五以上	一、〇〇〇以上	一、五〇〇〇以上	五二〇五以上	一日当たりの平均的な排出水量 (単位:立方メートル)			
/	/	八・五以上 六以下	/	/	八・五以上 六以下	/	/	八・五以上 六以下	水素イオン濃度 (水素指数)			
/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	最大	生物化学的酸素要求量 (単位:リットルにつきミリグラム)		
二〇	三〇	三〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	平日均間			
/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	最大	化学的酸素要求量 (単位:リットルにつきミリグラム)		
二〇	三〇	三〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	平日均間			
/	/	二〇〇	/	/	二〇〇	/	/	二〇〇	最大	浮遊物質質量 (単位:リットルにつきミリグラム)		
/	/	一五〇	/	/	一五〇	/	/	一五〇	平日均間			
/	/	五	/	/	五	/	/	五	最大	含油量類	ノルマルヘキサンの抽出物質含有量 (単位:リットルにつきミリグラム)	
/	/	三〇	/	/	三〇	/	/	三〇	最大	含油量類	動物油脂類	
/	/	三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇	平日均間	大腸菌群数 (単位:立方センチメートルにつき)		
一五	二〇	二〇	三〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	平日均間	窒素含有量 (単位:リットルにつきミリグラム)		
二	二	二	三	五	五	三	四	四	平日均間	燐含有量 (単位:リットルにつきミリグラム)		

場 業 事 定 特 設												
その他の特 定事業場			下水道 処理施設 設置する 特				し尿 処理施設 設置する 特			し尿 処理施設 設置する 特		
一、 〇〇〇〇以上	一、 〇〇〇〇以上 未 満上	五二 〇五 未 満上	上五、 〇〇〇〇以	満五、 〇〇〇〇以 未上	五、 〇〇〇〇以 未上	五二 〇五 未 満上	一、 〇〇〇〇以上	一、 〇〇〇〇以上 未 満上	五二 〇五 未 満上	一、 〇〇〇〇以上	一、 〇〇〇〇以上 未 満上	五二 〇五 未 満上
/	/	八・五・ 六・八 以下上	/	/	/	八・五・ 六・八 以下上	/	/	八・五・ 六・八 以下上	/	/	八・五・ 六・八 以下上
/	/	一六〇	/	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇
二〇	三〇	三〇	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇
/	/	一六〇	/	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇
二〇	三〇	三〇	一五	一五	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇
/	/	二〇〇	/	/	/	二〇〇	/	/	二〇〇	/	/	二〇〇
/	/	一五〇	/	/	/	一五〇	/	/	一五〇	/	/	一五〇
/	/	五	/	/	/	五	/	/	五	/	/	五
/	/	三〇	/	/	/	三〇	/	/	三〇	/	/	三〇
/	/	三、 〇〇〇〇	/	/	/	三、 〇〇〇〇	/	/	三、 〇〇〇〇	/	/	三、 〇〇〇〇
一五	二〇	二〇	一五	二〇	三〇	三〇	一五	二〇	二〇	一五	二〇	二〇
二	三	三	一	二	三	三	三	四	四	二	二	二

二 第三条の表第二号に掲げる区域に適用する上乘せ排水基準

その他の特 定事業場	パルプ製造 業及び木材 化学工業に 係る特定事 業場		項目及び 許容限度
	五〇以上	五二〇五未 以上満上	
	五〇以上	五二〇五未 以上満上	特定事業 場の区分 一日当たりの平 均的な排出水量 (単位:立方 メートル)
	八・五・八 以上	八・五・八 以下	湖河 沼川 水素イオン濃度 (水素指 数)
	九・五・〇 以上	九・五・〇 以下	海 域
	一六〇	一六〇	最大 生物化学的酸 素要求量 (単位:リ ットルにつ きミリグラ ム)
	一二〇	一二〇	平日 均間
	一六〇	一六〇	最大 化学的酸素要 求量 (単位:リ ットルにつ きミリグラ ム)
	一二〇	一二〇	平日 均間
	二〇〇	二〇〇	最大 浮遊物質 量 (単位:リ ットルにつ きミリグラ ム)
	一五〇	一五〇	平日 均間
	五	五	最大 ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (単位:リッ トルにつき グラム)
	三〇	三〇	最大 動植物 油脂類 含有量
	三、〇〇〇	三、〇〇〇	平日 均間 大腸菌群数 (単位:セ ンチメー タールにつ き)

備考

1 この表において「特定事業場」とは、法第二条第三項に規定する特定事業場をいう。

2 この表において、「既設特定事業場」とは昭和六十三年十一月一日(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一の改正により新たに特定施設(法第二条第二項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)が定められた場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。)前に既に特定施設を設置している工

場又は事業場(設置の工事をしてるものを含む。)をいい、「新設特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

3 この表において、「し尿処理施設(A)」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定するし尿処理施設であつて、同法第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置し、便所と連結してし尿を又はし尿と併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を処理する施設以外のものをいい、「し尿処理施設(B)」とはし尿処

理施設(A)以外のし尿処理施設をいう。

4 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

5 生物化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限つて適用する。ただし、第三条の表第二号に掲げる区域に排出される排水水のうちパルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場から排出される排水水については、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量のそれぞれについての上乗せ排水基準を適用する。

6 一の特定事業場が同時に二以上の異なる特定事業場の区分に属する場合において、当該二以上の区分につきそれぞれの項目ごとに異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

附 則

1 この条例は、昭和六十三年十一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に既に水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百零八号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定施設を設置している工場又は事業場（設置の工事をしていないものを含む。）に係る法第三条第一項の排水基準にかえて適用する排水基準については、この条例による改正後の水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準

を定める条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日から昭和六十五年七月十四日までの間は、なお従前の例による。

鳥取県管企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

鳥取県管企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県管企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中

幡郷発電所 二千百八十キロワット

を

新幡郷発電所

九千二百キロワット

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。